

矢作川総合南部地区
南部幹線水路荻工区その2工事

特 別 仕 様 書

項 目	内 容																																	
第 1 章 総 則	矢作川総合南部地区南部幹線水路荻工区その 2 工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。 なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。																																	
第 2 章 工事内容																																		
1. 目 的	本工事は、矢作川総合南部地区突発事故復旧事業計画書に基づき南部幹線水路荻工区その 2 工事を実施するものである。																																	
2. 工事場所	愛知県額田郡幸田町荻地内																																	
3. 工事概要	本工事は、南部幹線水路の改修工事で、その概要は以下のとおりである。 <table><tr><td>水路延長</td><td>L=365.506m</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>上流工区</td><td>L=186.821m</td><td>施工始点</td><td>測点</td><td>STA. 23+81.179</td></tr><tr><td></td><td></td><td>施工終点</td><td>測点</td><td>STA. 25+68.000</td></tr><tr><td>下流工区</td><td>L=178.685m</td><td>施工始点</td><td>測点</td><td>STA. 26+92.000</td></tr><tr><td></td><td></td><td>施工終点</td><td>測点</td><td>STA. 28+70.685</td></tr></table> 内訳 <table><tr><td>管更生工（反転工法）</td><td>L=355.947m</td></tr><tr><td>管体復旧工 鋼管 φ900</td><td>L=2.700m</td></tr><tr><td>仮設工</td><td>1 式</td></tr><tr><td>その他</td><td>1 式</td></tr></table>	水路延長	L=365.506m				上流工区	L=186.821m	施工始点	測点	STA. 23+81.179			施工終点	測点	STA. 25+68.000	下流工区	L=178.685m	施工始点	測点	STA. 26+92.000			施工終点	測点	STA. 28+70.685	管更生工（反転工法）	L=355.947m	管体復旧工 鋼管 φ900	L=2.700m	仮設工	1 式	その他	1 式
水路延長	L=365.506m																																	
上流工区	L=186.821m	施工始点	測点	STA. 23+81.179																														
		施工終点	測点	STA. 25+68.000																														
下流工区	L=178.685m	施工始点	測点	STA. 26+92.000																														
		施工終点	測点	STA. 28+70.685																														
管更生工（反転工法）	L=355.947m																																	
管体復旧工 鋼管 φ900	L=2.700m																																	
仮設工	1 式																																	
その他	1 式																																	
4. 工事数量	別紙 1 「工事数量表」のとおりである。																																	
第 3 章 施工条件																																		
1. 工程制限	1) 仮設ヤード内の着手は、造成後の令和 8 年 10 月下旬を想定している。なお仮設ヤードの造成及び維持管理は関連工事（南部幹線水路荻工区その 1 工事）で実施する。 2) 管体工事は 10 月中旬に南部幹線水路の断水・排水をした後実施する。 3) 上記 1) ～ 2) の工程制限に変更があった場合は別途協議する。																																	
2. 施工しない時間帯	原則、平日の午後 5 時から午前 8 時 30 分まで。 なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																																	
3. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等（非稼働日）を月当たり標準 14 日見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。																																	
4. 施工しない日	原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇（8 月 14 日～8 月 16 日）、年末年始休暇（12 月 29 日～1 月 3 日）																																	

項 目	内 容
5. 現場技術員	ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。 本工事は、共通仕様書第1編1-1-11に規定している現場技術員を配置する。 なお、氏名等については、別に通知する。
第4章 現場条件	
1. 地 質	1) 本工事の施工場所の地質は、「砂質土」を想定している。 2) 現場土質が想定している土質と著しく異なる場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 関連工事	本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分な連絡・調整を行い工事工程に支障が生じないようにしなければならない。 また、図面に示す仮設ヤードのうち、立坑区間については両受注者の共用とし、その維持管理は関連工事にて行う。 ・矢作川総合南部地区 南部幹線水路荻工区その1工事 (施工予定時期 令和8年10月～令和9年3月)
3. 第三者に対する措置	
(1) 騒音及び振動対策	騒音・振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 また、住民から苦情等があった場合には、内容をよく聞き取るとともに、速やかに監督職員に報告するものとする。 なお、別途対策等を講じる必要がある場合には、監督職員と協議するものとする。
(2) 濁水処理対策	1) 本工事の施工においては、第5章7の2)の水質基準を超える汚濁水を工事区域外に排水することがないように、善良な現場管理を行うものとする。 2) 受注者は濁水処理の施工に先立ち、濁水処理計画書を作成し、監督職員の承諾を得るとともに、矢作川沿岸水質保全対策協議会（以下「矢水協」という。）に説明を行うものとする。
(3) 保安対策	1) 保安設備 主要道路からの工事用車両の出入り口等には、保安及び誘導設備等を適切に配置するものとする。 なお、詳細については、監督職員と協議するものとする。 2) 交通誘導警備員 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

項 目	内 容																
	なお、交通誘導警備員の配置は、次のとおりとし、前章 3 に示す工事期間中の休業日は含めないこととしているが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>配置場所</th><th>員数</th><th>昼夜別</th><th>交代要員</th><th>配置期間</th></tr><tr><td>県道芦谷蒲郡線 施工時 (立坑－ 4)</td><td>始終点部 各 1 名/日 (計 2 名/日)</td><td>昼間</td><td>無</td><td>10 月下旬 ～ 翌 1 月上旬</td></tr></table> なお、県道芦谷蒲郡線には、交通誘導警備員 A を配置するものとする。 また、町道城跡西中 1 号線に配置する交通誘導警備員については、関連工事にて配置する予定としている。 3) 交通誘導警備員 A に必要な資格 <table><tr><th>資格</th><th>資格要件</th><th>確認資料</th></tr><tr><td>交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級検定合格警備員</td><td>交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行った専門的な知識・技能を有する者。</td><td>交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級検定合格証明書の写し</td></tr></table>	配置場所	員数	昼夜別	交代要員	配置期間	県道芦谷蒲郡線 施工時 (立坑－ 4)	始終点部 各 1 名/日 (計 2 名/日)	昼間	無	10 月下旬 ～ 翌 1 月上旬	資格	資格要件	確認資料	交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級検定合格警備員	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行った専門的な知識・技能を有する者。	交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級検定合格証明書の写し
配置場所	員数	昼夜別	交代要員	配置期間													
県道芦谷蒲郡線 施工時 (立坑－ 4)	始終点部 各 1 名/日 (計 2 名/日)	昼間	無	10 月下旬 ～ 翌 1 月上旬													
資格	資格要件	確認資料															
交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級検定合格警備員	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行った専門的な知識・技能を有する者。	交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級検定合格証明書の写し															
(4) 交通対策	町道荻下 3 号線及び城跡西中 1 号線の工事施工範囲（立坑設置範囲）は、工事施工中において、全面通行止め（終日）とする。 また、県道芦谷蒲郡線について、工事施工中（9 時から 17 時）は片側交互通行とするが、それ以外の時間帯においては、全面通行が可能となるよう、路面覆工を施すものとする。 なお、立坑の鋼矢板打設・引抜時においては、歩道を通行止めとするが、管更生施工中は、歩行者の通行を確保すること。																
(5) 耕作者対策	工事期間中、工事区域周辺の農地で耕作を行っているので、耕作者に配慮し、これらの耕作を妨げないよう留意しなければならない。 なお、耕作者等から苦情があった場合は、内容をよく聞き取り、その対策について監督職員と協議するものとする。																
(6) 防塵対策	防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 なお、現地状況等により、追加の対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。																
(7) 地下埋設物及び横断構造物対策	工事の施工範囲及び進入路等にある地下埋設物、横断構造物について、事前に調査を実施するとともに、損傷を与えないよう十分注意して施工しなければならない。																
(8) その他	既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。																

項 目	内 容														
第 5 章 指定仮設															
1. 一般事項	本工事における指定仮設は、設計図面に示すとおりである。 なお、受注者は、共通仕様書 3－20－1 に基づき指定仮設を含む仮設工の実施に先立ち現場条件を十分に検討し、構造、規模、施工方法等を記載した施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。 また、指定仮設の変更が必要となった場合、受注者は、設計図書等を監督職員に提出し、協議するものとする。														
2. 工事用進入路	本工事の施工においては、町道幸田萩線、萩仲田 1 号と周辺の道路を工事用進入路として利用することとしているので、使用に先立ち路面の状況及び破損状況を確認し、監督職員に報告するものとする。 なお、一般の通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならない。 また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。														
3. 建設発生土受入地	建設発生土受入地は、以下の施設を想定しているが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>施設名</th><th>住所</th><th>受入時間</th><th>搬出予定量</th><th>適用</th></tr><tr><td>長坂建設興業（株） 改良土センター</td><td>愛知県西尾市 吉良町宮迫上 1</td><td>8:00 ～ 17:00</td><td>13m3</td><td>第二種 建設 発生土</td></tr></table>					施設名	住所	受入時間	搬出予定量	適用	長坂建設興業（株） 改良土センター	愛知県西尾市 吉良町宮迫上 1	8:00 ～ 17:00	13m3	第二種 建設 発生土
施設名	住所	受入時間	搬出予定量	適用											
長坂建設興業（株） 改良土センター	愛知県西尾市 吉良町宮迫上 1	8:00 ～ 17:00	13m3	第二種 建設 発生土											
4. 仮設土留工															
（1）鋼矢板土留め	1）設計図書に示すとおり、仮設土留工を設置するものとする。 2）受注者は、仮設土留工の施工に先立ち、施工計画書を作成し監督職員の承諾を得なければならない。 3）鋼矢板は、油圧圧入工法により圧入・引抜を想定しているが、地質その他施工条件等により、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 4）施工期間中の補修・維持管理は受注者の責任において実施するとともに、周辺地盤等の変化に十分注意し、異常が認められた場合は、直ちに作業を中止し、応急措置を行うとともに、監督職員と協議するものとする。														
（2）土留部材引抜同時充填工法	1）土留部材引抜同時充填工法とは、次の特許を用いた工法を見込んでいる。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 特許第 3940735 号（土留部材引抜同時充填工法） 特許権者 山下 伸一 2）本特許の使用に係る特許権者との必要な手続きは受注者が行うものとし、その使用に関する一切の責任を負うものとする。 3）受注者は、本特許の使用に係る特許使用料を特許権者に支払うものとする。 なお、受注者はその証明として特許実施承諾書を監督職員に提出しなければならない。 4）受注者は、本仮設土留めの施工に必要な技術資料（施工マニュアル等）の最新版のデータをジオテツ工法研究会の管理するインターネットサイト（https://www.hikinuki.jp/）から入手した上で施工方法等を確認し、具体的														

項 目	内 容																
	な実施方法について、施工計画書に記載するものとする。 なお、疑義がある場合には、遅延なくジオテツ工法研究会事務局に問い合わせを行い、疑義を解決した後、工事に着手しなければならない。 5) 本工法による鋼矢板引き抜きの実施に当たっては、監督職員立会いのもと試験施工を行い、その効果を確認した後でなければ施工してはならない。 6) 本工法の施工に当たっては、注入工事に関する技術と経験を有する責任技術者を常駐させ、十分な施工管理を行わなければならない。 7) 土留部材引抜同時充填工法の充填注入管の設置は鋼矢板 6 枚につき 1 箇所、材料・配合等は以下を想定している。 材料種類：非水ガラス系セメントミルクグラウト材 【施工内容】 注入延長：7.5m/本 注入本数：4 本 総注入量：5,040L（μス除く） 【配合】 <table><tr><th colspan="2">A 液（200 L）</th><th colspan="2">B 液（200 L）</th></tr><tr><td>高炉セメント B 種</td><td>75kg</td><td></td><td></td></tr><tr><td>YMS60・tai（促進剤）</td><td>4kg</td><td>YMS60・tai（硬化剤）</td><td>10kg</td></tr><tr><td>水</td><td>174.0kg</td><td>水</td><td>198.0kg</td></tr></table> 8) 注入管は、鋼矢板打設後に同時充填工法用の充填注入管を鋼矢板に沿わせて建て込むものとし、配置は施工計画に基づき所定の位置に行うものとする。 なお、注入管の取り付けや所定の位置への配置が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。 9) 周辺地盤や周辺構造物等に異常が生じた場合は、直ちに充填注入を中止し、監督職員と協議を行い適切な対策を講じるものとする。 10) 充填注入工の圧力及び流量は、自記記録計を用いて常時記録して注入管理を行うものとする。また、使用薬液量が想定数量と注入実績で大幅に差異が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 11) 注入材の調合に当たっては、水の温度、水質を考慮して適切なゲルタイムを保つよう監視するものとする。 12) 湧水、土質等の状況により、上記により難しい場合は、監督職員と協議するものとする 13) 本工法は特許工法であるので、特許料を計上している。	A 液（200 L）		B 液（200 L）		高炉セメント B 種	75kg			YMS60・tai（促進剤）	4kg	YMS60・tai（硬化剤）	10kg	水	174.0kg	水	198.0kg
A 液（200 L）		B 液（200 L）															
高炉セメント B 種	75kg																
YMS60・tai（促進剤）	4kg	YMS60・tai（硬化剤）	10kg														
水	174.0kg	水	198.0kg														
5. 路面覆工	県道芦谷蒲郡線（立坑ー4）は、休日及び施工日の夜間（17 時から 9 時）において全面通行が可能となるよう、路面覆工を行うものとする。 なお、覆工は、鋼矢板打設時・引抜時は敷鉄板により、管更生施工時は OLY 工法を想定しているが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。																
6. 仮設ヤード工	仮設ヤードは、第 3 章に示すとおり、関連工事（南部幹線水路荻工区その 1 工事）にて施工する。 なお、掘削に伴い発生する土砂は、工事期間中一時的に仮設ヤードに仮置きすることを考えている。																

項 目	内 容								
7. 濁水処理施設	1) 管更生工法にて発生する濁水は、原水処理容量以上の沈殿槽を設け、処理するものとする。 2) 水質基準 沈殿槽から排水路への放流に当たっては、次により水質監視を実施し、水質基準を確認するものとする。 また、調査結果については、月集計を行い、監督職員と矢水協に報告するものとする。 なお、濁度に対する処理は、自然沈下方式を考慮しており、水素イオン指数（pH）に対する処理は特段考えていないが、現場状況により中和処理が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>水質調査箇所</th><th>水質基準</th><th>頻度</th></tr><tr><td>沈殿槽の流入口</td><td>pH：5.8～8.6</td><td rowspan="2">排水放流日午前・ 午後の2回</td></tr><tr><td>沈殿槽の放流口</td><td>濁度：30 度（mg/l）以下 電気伝導度：30ms/m 以下</td></tr></table> 3) 測定結果に異常値が出た場合には、その都度監督職員に報告し、その処理について協議しなければならない。	水質調査箇所	水質基準	頻度	沈殿槽の流入口	pH：5.8～8.6	排水放流日午前・ 午後の2回	沈殿槽の放流口	濁度：30 度（mg/l）以下 電気伝導度：30ms/m 以下
水質調査箇所	水質基準	頻度							
沈殿槽の流入口	pH：5.8～8.6	排水放流日午前・ 午後の2回							
沈殿槽の放流口	濁度：30 度（mg/l）以下 電気伝導度：30ms/m 以下								
第6章 工事用地等									
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。 工事用地等は、関連工事（南部幹線水路荻工区その1工事）にて雑物が混入しないよう土木シートを敷設し、その上に敷鉄板を布設するものとしている。								
2. 工事用地等以外で受注者が確保する用地	受注者が、前項の工事用地等以外に確保する場合には、事前に監督職員の承諾を得るものとする。 なお、受注者が確保した用地の使用と返還においては、監督職員が別途指示する「工事施工に伴う土地の使用基準」の考え方を踏まえ、適切に処理するものとする。								
第7章 工事用電力	本工事で使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。								
第8章 工事用材料									
1. 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、共通仕様書に定めるほか次のとおりである。 1) 石材及び骨材 再生クラッシュラン RC-40 JIS A 5001 2) 管材 鋼管 異形管 φ900 mm、φ200mm JIS G 3443 異種管継輪 K 形継輪（鋼管×FRPM 管） φ900 mm 異種管継輪 K 形継輪（鋼管×ダクタイル鋳鉄管） φ900mm 3) 弁類 鋳鉄製フランジレスバタフライ弁 φ900 10k JWWA B 138 同等以上 4) 管更生材 本工事で使用する管更生材の規格及び品質については、次に示すとおり								

項 目	内 容
	である。 既設管 FRPM 管 φ 900mm、 更生材厚さ（内面樹脂層を除く） 17mm 管の仕上がり内径 846mm 以上 反転工法の材料は、下に示す方法によりパイプラインの対策工法に求められる各要求性能について満足するものでなければならない。 また、施工管理に必要な各種試験の「申告値」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。「申告値」は、材料物性の試験値のバラツキを考慮した「材料の特性値」に現場での拡張や硬化作業に伴う材料強度のバラツキ、短冊と円管の試験特性違いを加味し、施工管理時に実施する円管での強度試験を満足する値としなければならない。 なお、以下に示す以外の方法により材料の承諾を求める場合、同等の要求性能を確認できる強度試験等の結果を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

項 目	内 容		
	試験方法等		品質規格値
	水密性試験 (端部水密性試験)	JIS K 7013(繊維強化プラスチック管)の短期間静水圧試験の試験片寸法を参考	設計水圧(静水圧+水撃圧)に安全率 2.0 を乗じた値で漏水(水圧の低下)がないこと。
	短期曲げ強度試験	JIS K 7171(プラスチック曲げ特性の求め方)に準拠(周方向, 軸方向)	協会による申告値以上
	短期曲げ弾性試験	JIS K 7171(プラスチック曲げ特性の求め方)に準拠(周方向・軸方向)	協会による申告値以上
	短期引張強度試験	JIS K 7161-1(プラスチック引張特性の求め方)に準拠(周方向・軸方向)	協会による申告値以上
	短期引張弾性試験	JIS K 7161-1(プラスチック引張特性の求め方)に準拠(軸方向)	協会による申告値以上
	長期曲げ強度試験	JIS K 7039(プラスチック配管系がラス強化熱硬化性プラスチック(GRP)管湿潤状態下における管の長期間極限曲げひずみ及び長期間極限相対変位の求め方)に準拠(周方向)	協会による申告値以上
	長期曲げ弾性試験	JIS K 7035(ガラス強化熱硬化性プラスチック(GRP)管湿潤条件下での長期偏平クリープ剛性の求め方及び湿潤クリープファクタの計算法)に準拠(周方向)	協会による申告値以上
	長期引張強度試験	JIS K 7013(強化繊維プラスチック管)に準拠(周方向)の長期静水圧試験	協会による申告値以上
	硬化収縮試験	工法個別による硬化収縮試験	最大隙間量 5mm 以下
	線膨張性試験	監督職員が指示する線膨張性試験	協会による申告値以上
	屈曲部検証試験	監督職員が指示する屈曲部検証試験	屈曲部において 2 % より大きいシワや工法背面に空洞が発生しないこと
	耐摩耗性試験	JIS K 7204(プラスチック摩耗輪による摩耗試験方法)又は JIS A 1452(建築材及び建築構成部分の摩耗試験方法落砂法)	硬質ポリ塩化ビニル管と同等の摩耗量(±50%以内)であること
	浸出試験	JWWA Z 108(水道用資機材浸出試験方法)	有害物質が検出されないこと。

項 目	内 容																					
2. 見本又は資料の提出	5) コンクリート コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。 <table><tr><th>種類</th><th>呼び強度 (N/mm²)</th><th>スランプ (cm)</th><th>粗骨材の 最大寸法 (mm)</th><th>水セメント 比 W/C (%)</th><th>記号</th><th>目的</th></tr><tr><td>無筋コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>25</td><td>—</td><td>N・BB</td><td>均しコンクリート</td></tr><tr><td>鉄筋コンクリート</td><td>21</td><td>12</td><td>25</td><td>55 以下</td><td>N・BB</td><td>4 号制水弁コンクリート</td></tr></table>	種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント 比 W/C (%)	記号	目的	無筋コンクリート	18	8	25	—	N・BB	均しコンクリート	鉄筋コンクリート	21	12	25	55 以下	N・BB	4 号制水弁コンクリート
	種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント 比 W/C (%)	記号	目的															
	無筋コンクリート	18	8	25	—	N・BB	均しコンクリート															
	鉄筋コンクリート	21	12	25	55 以下	N・BB	4 号制水弁コンクリート															
	6) 再生砕石 本工事において管体基礎工として使用する再生砕石については、管体及び継手に悪影響を及ぼさないよう、成分の固化により集中荷重（点支持）となるアスファルト殻や再資源化施設の製造過程で混入する金属等（以下「異物等」という）を除去したものを使用するものとする。 また、受注者は、再生砕石の使用に当たっては、再生砕石に異物等が含まれていないことを確認した上で、見本又は資料提出の際に、再資源化施設における再生砕石の写真を併せて提出し承諾を得るとともに、現地搬入段階においては、監督職員の立会確認を受けなければならない。																					
	7) アスファルト混合物 アスファルト合材 再生密粒度アスファルト混合物(13)																					
	8) その他 埋設物表示テープ 幅 15cm ダブル ポリエチレン製 黄色（文字入り）																					
	主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。																					
	<table><tr><th>材 料 名</th><th>提 出 物</th></tr><tr><td>石材及び骨材</td><td>試験成績書、粒度分析表</td></tr><tr><td>砕石類</td><td>試験成績書</td></tr><tr><td>コンクリート</td><td>試験成績書、配合計画書</td></tr><tr><td>アスファルト混合物</td><td>試験成績書、配合表</td></tr><tr><td>管材</td><td>試験成績書、カタログ等</td></tr><tr><td>鋼管（異形管）</td><td>製作図</td></tr><tr><td>埋設表示テープ</td><td>カタログ又は試験成績書等</td></tr><tr><td>管更生材</td><td>製造証明書、試験成績書</td></tr></table>	材 料 名	提 出 物	石材及び骨材	試験成績書、粒度分析表	砕石類	試験成績書	コンクリート	試験成績書、配合計画書	アスファルト混合物	試験成績書、配合表	管材	試験成績書、カタログ等	鋼管（異形管）	製作図	埋設表示テープ	カタログ又は試験成績書等	管更生材	製造証明書、試験成績書			
	材 料 名	提 出 物																				
石材及び骨材	試験成績書、粒度分析表																					
砕石類	試験成績書																					
コンクリート	試験成績書、配合計画書																					
アスファルト混合物	試験成績書、配合表																					
管材	試験成績書、カタログ等																					
鋼管（異形管）	製作図																					
埋設表示テープ	カタログ又は試験成績書等																					
管更生材	製造証明書、試験成績書																					

項 目	内 容																		
3. 監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。 <table><tr><th>材料名</th><th>検査・試験項目</th><th>備考</th></tr><tr><td>鋼管</td><td>外観、形状、寸法</td><td>現場搬入時</td></tr><tr><td>継輪</td><td>外観・形状・寸法</td><td>現場搬入時</td></tr><tr><td>生コンクリート</td><td>スランプ、空気量、 圧縮強度試験</td><td>現場搬入時 又はプラント</td></tr><tr><td>アスファルト混合物</td><td>合材温度</td><td>初期締固め時</td></tr><tr><td>管更生材</td><td>寸法・外観</td><td>現場搬入時</td></tr></table>	材料名	検査・試験項目	備考	鋼管	外観、形状、寸法	現場搬入時	継輪	外観・形状・寸法	現場搬入時	生コンクリート	スランプ、空気量、 圧縮強度試験	現場搬入時 又はプラント	アスファルト混合物	合材温度	初期締固め時	管更生材	寸法・外観	現場搬入時
材料名	検査・試験項目	備考																	
鋼管	外観、形状、寸法	現場搬入時																	
継輪	外観・形状・寸法	現場搬入時																	
生コンクリート	スランプ、空気量、 圧縮強度試験	現場搬入時 又はプラント																	
アスファルト混合物	合材温度	初期締固め時																	
管更生材	寸法・外観	現場搬入時																	
第9章 施 工																			
1. 一般事項																			
(1) 基準点等	本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。																		
(2) 中間技術検査	1) 発注者から中間技術検査を実施する旨の通知を受けた場合は、従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合は、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は、従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は、従わなければならない。 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。																		
(3) 舗装切断時に伴う排水等の処理	舗装切断作業に伴い発生する排水又は切断粉は、直接、現場外に排出することがないように工事用掃除機にて適切に回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。																		
2. 再生資源等の利用	1) 再生資材の利用 受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。 <table><tr><th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr><tr><td>再生クラッシュラン</td><td>RC-40</td><td>路盤</td></tr><tr><td>再生加熱アスファルト混合物</td><td>再生密粒度アスコン(13)</td><td>表層</td></tr></table> なお、舗装材に使用する場合には、「舗装再生便覧」（(公社)日本道路協会発行）等を遵守すること。 2) 建設資材廃棄物等の現場内利用 受注者は、本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物について、本現場内で利用可能か検討し、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。 なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。	資 材 名	規 格	備 考	再生クラッシュラン	RC-40	路盤	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	表層									
資 材 名	規 格	備 考																	
再生クラッシュラン	RC-40	路盤																	
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	表層																	

項 目	内 容																														
3. 建設資材廃棄物等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設資材廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住所</th><th>受入時間</th><th>事業区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト殻</td><td>(有)高松再生</td><td>愛知県額田郡幸田町大字芦谷字深田 28-1</td><td>8:00 ~ 17:00</td><td>中間処理業者</td></tr> <tr> <td>コンクリート殻 (有筋)</td><td>三河リサイクルセンター (株)</td><td>愛知県西尾市吉良町宮迫漆畑 2-9</td><td>8:00 ~ 17:00</td><td>中間処理業者</td></tr> <tr> <td>混合廃棄物 (FRPM管)</td><td>(株)トーアクリン 中間処理施設</td><td>愛知県安城市根崎町東新切 2-2</td><td>9:00 ~ 15:00</td><td>中間処理業者</td></tr> <tr> <td>廃プラ (更生材)</td><td>岡崎リサイクルセンター (株)真福寺工場</td><td>愛知県岡崎市真福寺町字山ノ田 55-1</td><td>8:00 ~ 16:30</td><td>中間処理業者</td></tr> <tr> <td>汚泥 (舗装切断排水)</td><td>(株)新栄重機 リサイクルプラント</td><td>愛知県小牧市大字東田中字大杣 1341-1</td><td>8:00 ~ 17:00</td><td>中間処理業者</td></tr> </tbody> </table>	建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分	アスファルト殻	(有)高松再生	愛知県額田郡幸田町大字芦谷字深田 28-1	8:00 ~ 17:00	中間処理業者	コンクリート殻 (有筋)	三河リサイクルセンター (株)	愛知県西尾市吉良町宮迫漆畑 2-9	8:00 ~ 17:00	中間処理業者	混合廃棄物 (FRPM管)	(株)トーアクリン 中間処理施設	愛知県安城市根崎町東新切 2-2	9:00 ~ 15:00	中間処理業者	廃プラ (更生材)	岡崎リサイクルセンター (株)真福寺工場	愛知県岡崎市真福寺町字山ノ田 55-1	8:00 ~ 16:30	中間処理業者	汚泥 (舗装切断排水)	(株)新栄重機 リサイクルプラント	愛知県小牧市大字東田中字大杣 1341-1	8:00 ~ 17:00	中間処理業者
建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分																											
アスファルト殻	(有)高松再生	愛知県額田郡幸田町大字芦谷字深田 28-1	8:00 ~ 17:00	中間処理業者																											
コンクリート殻 (有筋)	三河リサイクルセンター (株)	愛知県西尾市吉良町宮迫漆畑 2-9	8:00 ~ 17:00	中間処理業者																											
混合廃棄物 (FRPM管)	(株)トーアクリン 中間処理施設	愛知県安城市根崎町東新切 2-2	9:00 ~ 15:00	中間処理業者																											
廃プラ (更生材)	岡崎リサイクルセンター (株)真福寺工場	愛知県岡崎市真福寺町字山ノ田 55-1	8:00 ~ 16:30	中間処理業者																											
汚泥 (舗装切断排水)	(株)新栄重機 リサイクルプラント	愛知県小牧市大字東田中字大杣 1341-1	8:00 ~ 17:00	中間処理業者																											
4. 特定建設資材分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>工 程</th><th>作 業 内 容</th><th>分別解体等の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">工程ごとの作業内容及び解体方法</td><td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>②土工</td><td>土工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>③基礎</td><td>基礎工事 ☐有 ■無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ☐有 ■無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑥その他 (アスファルト殻、コンクリート殻等)</td><td>その他の工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> </tbody> </table> ■が該当する部分である。		工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	⑥その他 (アスファルト殻、コンクリート殻等)	その他の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用							
	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法																												
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用																												
	②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																												
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																												
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																												
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																												
	⑥その他 (アスファルト殻、コンクリート殻等)	その他の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用																												

項 目	内 容
5. 土工 (1) 掘削	1) 掘削土は、埋戻しに流用するもののほか全て建設発生土受入地へ搬出しなければならない。 2) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。 4) 基礎掘削に当たっては、基礎面を過掘しないよう留意し、やむをえず過掘した場合は良質土を用いて十分締固めを行うものとする。
(2) 埋戻	1) 管頂上 60cm までの埋戻しは、一層の仕上り厚さが 30cm 程度になるようにまき出し、管に損傷を与えないよう 1.1t 以下（管頂 30cm までは振動コンパクタ・ランマ等）の締固め機械により、締固め度 90%以上となるよう締固めなければならない。 2) 管頂上 60cm 以上の埋戻しは、前項と同様のまき出しとし、締固め度 90%以上となるよう締固めなければならない。
6. 既設構造物取壊し	1) 既設構造物の取壊しは、設計図書のとおり想定しているが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 4号制水弁室頂版の撤去に伴うコンクリート切断は、コアドリリング及びウォールソーにより行うこととしているが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
7. 基礎工 (1) 管体基礎	1) 基床部の不陸整正及び整形は、管を均一に支持できるように、浮き石等を除去して平滑に仕上げなければならない。 2) 基礎部及び管側部の締固め区分はⅠとする。 3) 基礎部の締固めは、一層の仕上り厚さが 20cm 程度になるようにまき出し、振動コンパクタにより、締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。 4) 管側部の締固めは、一層の仕上り厚さが 30cm 程度になるようにまき出し、振動コンパクタ・ランマ等により、締固め度 85%以上となるよう締固めなければならない。 なお、機械による締固めが困難な箇所は、突き棒等により入念に施工しなければならない。
8. 管体工 (1) 鋼管	1) 鋼管 FRPM 挿×プレーンエンド 呼径 900mm STW400 t=8.0mm FRPM 受×プレーンエンド 呼径 900mm STW400 t=8.0mm 内面：液状エポキシ樹脂塗装 外面：長寿命形外面プラスチック被覆
(2) 継輪	1) 鋼製異形継輪 K 形継輪（鋼管×FRPM 管） 呼径 900 mm K 形継輪（鋼管×ダクタイル鋳鉄管） 呼径 900 mm 内面：液状エポキシ樹脂塗装 外面：長寿命形外面プラスチック被覆

項 目	内 容
(3) 埋設表示テープ	埋設管の位置を表示するため、管頂から 60cm の位置に埋設表示テープを設置するものとする。
9. 管更生工 (反転工法)	
(1) 一般事項	1) 管更生工の施工は、反転工で自立管設計の更生管渠を構築するものとし、ARIS ライナー工法を想定している。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 なお、最大設計内圧は 0.78MPa である。 2) 受注者は、本工法の施工に必要な技術資料（施工マニュアル等）の最新版のデータをインターネットサイト等から入手した上で施工方法等を確認し、具体的な実施方法について、施工計画書に記載するものとする。
(2) 施工前現場 実測工	1) 既設管管径の実測 既設管の管径を現地で確認するものとする。 施工前に行う既設管の内径の計測値は、直接更生材の厚さを計測できない中間部の更生管厚及び更生管と既設管の隙間の出来形管理に用いるものとし、中間部は施工後の内径計測と同じ位置の概ね 20m に 1 か所の頻度で計測するものとする。 2) 管路区間延長の実測 該当区間を実測し、屈曲箇所等を考慮した上で延長を確認するものとする。 3) 分土工・立坑の形状寸法等の確認 分土工・立坑の形状寸法、深さ、流入管路管径、そのほか施工時に支障となる要因について確認するものとする。 4) その他 現場周辺の状況を確認し、工事車両の進入路や配置等を適正に行うものとする。
(3) 施工前管路 内調査工	施工に先立ち目視による直接調査又は既設管内の T V カメラ調査（傾斜部等で目視による直接調査が困難な場合）を行い、施工に支障のある障害物の有無を確認し、事前処理工の必要がある場合には処理方法を検討するものとする。 1) 分岐・空気弁等の位置の計測 管路端部（管口等）から分岐・空気弁等までの距離を、実測又は T V カメラの走行距離により測定するものとする。 2) 段差、隙間、管ズレ、屈曲等の確認 既設管の段差、隙間、管ズレ、屈曲等について確認するものとする。 管路内調査等の結果、施工に支障のあることが確認された場合は、監督職員と協議するものとする。 3) 事前処理工の検討 事前処理を行う必要のあるモルタルや錆こぶ等の堆積物、鉄筋の突出、浸入水等の有無を確認し、それらが認められた場合は、事前処理方法等について監督職員と協議するものとする。

項 目	内 容
(4) 事前処理工	施工前管路内調査の結果に基づき、施工に支障を来す要因の内容に基づいて処理方法を選定し、事前処理工を行うものとする。 1) 突き出し、錆こぶ、モルタル等の除去 管路内の異物や突き出し等は、人力により完全に異物を除去するものとする。 2) 浸入水の仮止水 更生材の性能に支障を来すような浸入水がある場合は、仮止水を行う。仮止水の方法については、パッカー注入、部分補修等による止水の方法を検討し、当該現場に最も適した方法で行うものとする。
(5) 施工前管路内洗浄工	更生工の直前に既設管内の洗浄を十分に行い、出来形に悪影響を及ぼす可能性のある土砂、小石、管壁破損片等を完全に除去するものとする。洗浄後に目視又はTVカメラにて、既設管内が十分に洗浄されているかどうかの確認を行い、既設管内に施工に支障を来しそうな異物が残留している場合は、再度管路内洗浄を行うものとする。
(6) 更生材挿入工	更生材の搬送は、保管容器等に入れ、低温、遮光、損傷防止に留意して行うものとし、搬送槽内が常に15℃以下となるよう冷却するものとする。 施工作業は、工法の施工に必要な技術資格保有者が作業に従事するとともに、(一社)日本管更生技術協会(JPR)が定めた施工マニュアルに従うものとする。
(7) 加熱・拡張工・復元工	既設管内に挿入した更生材を、水圧により拡張する。拡張の際には、材料メーカーが指定する値により、加圧時の更生材内圧力管理、管表面温度管理等を行うものとする。拡張状況を随時確認し、過剰な拡張が見られた場合は速やかに減圧するものとする。
(8) 硬化工	既設管内に挿入し、水圧によって拡張した更生材を、温水シャワーリングにより硬化させるものとする。硬化時は、材料メーカーが指定する値により、更生材内圧力、硬化温度、硬化時間等について管理を行うものとする。
(9) 冷却工	更生材を自然冷却及び冷水により冷却・冷却固化を行うものとする。
(10) グラウト充填工	更生材の切断・穿孔後、モルタルポンプ等を使用し、既設管と更生管の隙間にグラウト材を充填する。なお、更生材の切断・穿孔は、排水完了後に管内を十分送風し換気してから行うこと。
(11) 端部(管口)処理工	硬化・固化後に制水弁・空気弁・立坑内に突出した更生材を切断し、端部から漏水・まくれ等が発生しないよう端部処理材料等を用いて端部処理を行うものとする。端部処理は、更生管の耐用年数にも対応した方法で行わなければならない。 端部処理は更生材の硬化収縮が収束した段階で行うものとする。
(12) 管内更生材切削除去工	屈曲部において、口径の2%以上のシワ又は空洞が発生した場合、当該部分の更生材を切断・除去し、端部処理を行うものとする。なお、既設FRPM管が露出しない位置で更生材を切断・除去するものとする。本施工は、IP31-2及びIP32

項 目	内 容
(13) 補修工	の2箇所を想定しているが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 管更生工の完了直後における管内調査の結果から、不具合箇所において補修工による対策が妥当であると認められる場合、監督職員と補修方法及び費用負担等について協議し、承諾を得てから行うものとする。また、その他監督職員が指示する箇所についても、補修等の対策を行うものとする。 補修工に際しては、補修材料及び更生材料との接点材料が更生材料と同等、若しくはそれ以上の強度を有することを証明する試験結果等の資料を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。
(14) 廃棄物処理工	施工に伴い発生する更生材の廃棄物は適正に処理するものとする。
(15) 給水	管内洗浄工、反転工及び硬化養生工における給水については、給水車を用いて水槽へ貯水する方法を想定しているが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。また、その使用料については、監督職員に報告した上で協議するものとする。
10. 舗装工	
(1) 路盤工	路盤工は、施工条件にあった敷均し機械等により路盤材を敷均し、施工条件にあった機種で締固めをしなければならない。
(2) 舗装工	1) アスファルト舗設工 ① マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。 表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤 PK-3）120 リットル/100m² 以上を路盤面に均一に散布し表層との密着をはからなければならない。 ② 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。
11. 区画線工	区画線の施工に当たっては、事前に道路面を十分に清掃した後、施工するものとする。
第10章 施工管理	
1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1編1-1-12に規定する（1）又は（3）の資格を有するものでなければならない。
2. 工事写真における黑板情報の電子化について	黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。

項 目	内 容
(1) 使用する機器・ソフトウェア	黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェアなど(以下、「機器など」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。
(2) 機器等の導入	1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い	1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録における出来高管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。
(4) 写真の納品	受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時に URL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。
(5) 費用	機器等の導入に要する費用は、従来型の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。
3. 施工管理の追加項目(管更生工)	
(1) 施工管理の追加項目	施工管理基準に定めない追加の項目とその管理基準等は、以下に示すとおりとし、以下に定めのない項目については、(一社)日本管更生技術協会(JPR)が定めた施工マニュアルによるものとする。
(2) 出来形管理	直接測定による出来形管理は、以下に示す項目について管更生工の施工後、更生材の硬化時の収縮が収まった後に行うものとする。 ただし、工法により、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するもの

項 目	内 容		
	とする。		
	項目	管理基準値及び規格値	測定基準
	外観	キズ、亀裂、断裂の不良箇所が認められず、更生管の性能を損なうフィルムはがれ、浮き、変色、硬化不良箇所等が認められないこと	全施工延長 目視による外観検査
	更生管内径	最低確保内径以上	管端部、中間は 20m に 1 か所（縫い目や重ね合わせ部は除く）、段差部、屈曲部の 4 点 (0° , 90° , 180° , 270°)
	管更生厚さ	設計厚さ以上であること	管 端 部 4 点 (0° , 90° , 180° , 270°)
	施工延長	設計延長以上	実測による
	更生管のシワ	呼び径の 2 % 以下	断面の位置・規模、縦断長さ、縦・横シワの区分を計測
	既設管と更生管の隙間	隙間がないこと	発進部及び到達部の管口にて既設管と管更生の隙間を確認
	管口端部処理	端部処理に異常がないこと	浸入水、仕上げ材の剝離、ひび割れ等の異常がないことを確認
	撮影記録による出来形管理は、以下に示すもののほか、「土木工事施工管理基準」第 2 表撮影記録による出来形管理 1．共通工事により撮影する。		
工種	撮影基準	撮影箇所	
材料・品質等	スパンごと	使用材料の保管・確認状況、現場試験体採取状況、試験実施状況	
事前処理工	箇所ごと	管内洗浄、障害物除去、止水等の施工状況	
更生工	スパンごと	更生管延長、挿入（引き込み状況、圧力管理）・硬化（圧力管理、温度管理）の施工状況	
	箇所ごと	仕上がり厚さ・内径、更生管と既設管の隙間、仕上がり状況（施工前後）	
管内検査工	適宜 箇所ごと	目視又はTVカメラによる検査状況 シワ・たるみ・剝離・漏水・変色・ひび割れ等の異常（遠景と近景を撮影し、計測後、展開図へ記録）	

項 目	内 容																	
(3) 品質管理	更生管の品質管理は、施工した更生管を工区ごとに発進立坑及び到達立坑の2か所で円管形状の試験体を採取することを基本とする。 なお、発進立坑及び到達立坑の現場条件や試験条件により、短冊の試験体とする場合は、短冊と円管の特性を踏まえた申告値とこれらの物性値を求めた試験成績書を監督職員に提出して承諾を得なければならない。また、以下に定める試験方法以外となる場合は、試験方法や試験体本数などを監督職員に提出して承諾を得なければならない。 <table><tr><th>項目</th><th>測定項目</th><th>試験規格</th><th>試験方法</th><th>確認方法</th></tr><tr><td rowspan="2">曲げ試験</td><td>曲げ強度</td><td>JIS K 7038(プラスチック配管系-ガラス強化熱硬化性プラスチック(GRP)管-リングの初期変位に対する破壊強さの試験方法</td><td rowspan="2">現場で採取した円管状の試験体を使用して曲げ強度及び曲げ弾性係数を測定する。</td><td rowspan="2">試験値が短期保証値を上回ること。</td></tr><tr><td>曲げ弾性係数</td><td>JIS K 7013(繊維強化プラスチック管)の扁平試験</td></tr><tr><td>引張試験</td><td>引張強度</td><td>JIS K 7037(プラスチック配管系-ガラス強化熱硬化性プラスチック(GRP)管-見掛けの初期周方向引張強さの求め方)</td><td>現場で採取した円管状の試験体を使用して引張強度を測定する。</td><td>試験値が短期保証値を上回ること。</td></tr></table>	項目	測定項目	試験規格	試験方法	確認方法	曲げ試験	曲げ強度	JIS K 7038(プラスチック配管系-ガラス強化熱硬化性プラスチック(GRP)管-リングの初期変位に対する破壊強さの試験方法	現場で採取した円管状の試験体を使用して曲げ強度及び曲げ弾性係数を測定する。	試験値が短期保証値を上回ること。	曲げ弾性係数	JIS K 7013(繊維強化プラスチック管)の扁平試験	引張試験	引張強度	JIS K 7037(プラスチック配管系-ガラス強化熱硬化性プラスチック(GRP)管-見掛けの初期周方向引張強さの求め方)	現場で採取した円管状の試験体を使用して引張強度を測定する。	試験値が短期保証値を上回ること。
項目	測定項目	試験規格	試験方法	確認方法														
曲げ試験	曲げ強度	JIS K 7038(プラスチック配管系-ガラス強化熱硬化性プラスチック(GRP)管-リングの初期変位に対する破壊強さの試験方法	現場で採取した円管状の試験体を使用して曲げ強度及び曲げ弾性係数を測定する。	試験値が短期保証値を上回ること。														
	曲げ弾性係数	JIS K 7013(繊維強化プラスチック管)の扁平試験																
引張試験	引張強度	JIS K 7037(プラスチック配管系-ガラス強化熱硬化性プラスチック(GRP)管-見掛けの初期周方向引張強さの求め方)	現場で採取した円管状の試験体を使用して引張強度を測定する。	試験値が短期保証値を上回ること。														
第 11 章 天災その他不可抗力 1. 工事現場の巡視等について	受注者は工事現場を随時巡視し、災害防止及び上水の汚濁防止のため、必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。 この場合は、監督職員に遅滞なく報告し、指示を得るものとする。 ただし、緊急やむを得ない事情があるときはこの限りではない。 なお、臨機の措置に要した費用については、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。																	
第 12 章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 掘削土の土質及び地質の変化 2) 軟弱地盤、転石等の出現 3) 湧水等の出現 4) 表土の補充量 5) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）、地下工作物の出現 6) 関係機関、施設管理者又は第三者との協議 7) 遠隔確認の試行を行う場合 8) その他、本仕様書に定めのないもの																	

項 目	内 容
第 13 章 公共事業 関係調査に 対する協力	1) 歩掛調査 本工事が歩掛調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。 なお、歩掛調査の実施方法等の詳細については、事前に監督職員と打合せを行い調査するものとする。 2) 間接工事費等諸経費動向調査 本工事が間接工事費等諸経費動向調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。 なお、間接工事費等諸経費動向調査の実施方法等の詳細については、事前に監督職員と打合せを行い調査するものとする。
第 14 章 その他 1. 契約後 VE 提案	1) 定義 「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 2) VE 提案の意義及び範囲 ① VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更に伴わないものとする。 ② ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。 ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案 ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 3) VE 提案書の提出 ① 受注者は、2) のVE 提案を行う場合、次に掲げる事項をVE 提案書(共通仕様書(土) 様式6-1～4)に記載し、発注者に提出しなければならない。 ア) 設計図書に定める内容とVE 提案の内容の対比及び提案理由 イ) VE 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む) ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係 オ) 工業所有権を含むVE 提案である場合、その取り扱いに関する事項 カ) その他VE 提案が採用された場合に留意すべき事項 ② 発注者は、提出されたVE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 ③ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該VE 提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。 ④ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

項 目	内 容
	4) VE 提案の適否等 ① 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6－5）により通知するものとする。 ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。 ② また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 ③ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。 ④ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。 ⑤ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 ⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。 ⑦ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。 ⑧ 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。 VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥の VE 管理費については、変更しないものとする。 ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。 5) VE 提案書の使用 発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。 6) 責任の所在 発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。 2. 電子納品 工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1－1－40 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副 2 部 ・工事完成図書の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） 3. 配置予定監理技術者等の専 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資器材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又

項 目	内 容
任期間	は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めるものとする。 また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ただし、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」発出日）とする。
4. 工事の施工効率向上対策	受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。 1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議） 工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 2) 工事円滑化会議（工程確認会議） 工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。 3) 設計変更確認会議 工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。 4) 対策検討会議 工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、東海農政局地方参事官を議長とし、対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催を決定する。 5) 建設コンサルタントの出席 上記1)、2)及び3)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。 なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

項 目	内 容
5. 快適トイレの 試行	6) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。 本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。 1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 ア 洋式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする） 【付属品として備えるもの】 キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鏡と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等） 2) 快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設置基数は現場毎に必要性を協議の上、決定する。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

項 目	内 容										
6. 現場環境改善費	3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。 1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計4つの内容を実施することとする。 ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。 詳細については、監督職員と協議実施する。 なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。 3) 現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。 4) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計上項目</th><th>実施する内容（率計上分）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td><td>①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ICT設備の充実 ④作業負荷の低減</td></tr> <tr> <td>営繕関係</td><td>①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④衛生設備・厚生施設の充実等</td></tr> <tr> <td>安全関係</td><td>①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策（警報器等） ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等</td></tr> <tr> <td>地域連携</td><td>①広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） ②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） ④現場景観向上（美装化・デザイン看板等）</td></tr> </tbody> </table>	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ICT設備の充実 ④作業負荷の低減	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④衛生設備・厚生施設の充実等	安全関係	①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策（警報器等） ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等	地域連携	①広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） ②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） ④現場景観向上（美装化・デザイン看板等）
計上項目	実施する内容（率計上分）										
仮設備関係	①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ICT設備の充実 ④作業負荷の低減										
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④衛生設備・厚生施設の充実等										
安全関係	①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策（警報器等） ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等										
地域連携	①広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） ②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） ④現場景観向上（美装化・デザイン看板等）										
7. 週休2日による履行実績取組証明書の発行	(1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。 (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおり										

項 目	内 容
8. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について	である。 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間ほか、受注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。 ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3) 週休2日（4週8休以上）の実施方法は、次によるものとする。 受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。 (4) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。 1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 営 繕 費：労務者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 3) 受注者は、上記2)により発注者から示された割合を参考にして、別紙2に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、別紙2に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、

項 目	内 容
9. 共通仮設費率分の適切な設計変更について	「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。 1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費 2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 3) 受注者は、上記2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、別紙3に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。
10. 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	工事施工において、自ら立案企画した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができるものとする。
11. 再生資源利用計画	1) 受注者は、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない 2) 受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

項 目	内 容												
12. 再生資源利用促進計画	1) 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 2) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。 3) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、上記1)に記載した事項で示した搬出先の名称及び所在地、搬出量及び上記2)で示した確認事項を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 4) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令などに基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。												
13. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	次の資材については、次の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について、設計変更するものとする。 <table><tr><th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>調達地域等</th></tr><tr><td>覆工板</td><td></td><td>知多市</td></tr><tr><td>仮設材（鋼矢板）</td><td>Ⅲ型</td><td>知多市</td></tr><tr><td>鋼製 L 型山留</td><td>OLY 工法用</td><td>海部郡蟹江町</td></tr></table>	資 材 名	規 格	調達地域等	覆工板		知多市	仮設材（鋼矢板）	Ⅲ型	知多市	鋼製 L 型山留	OLY 工法用	海部郡蟹江町
資 材 名	規 格	調達地域等											
覆工板		知多市											
仮設材（鋼矢板）	Ⅲ型	知多市											
鋼製 L 型山留	OLY 工法用	海部郡蟹江町											
14. 1日未満で完了する作業の積算	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。												

項 目	内 容
15. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。 1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。 2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。 ①真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。 ②工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。 なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 ③真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期 3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。 4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。 ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。 5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。 6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。 補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※ ※ 補正係数 : 1.2
16. 総価契約単価合意方式 (包括的単価個別合意方式)	1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。 2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。
17. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について	1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。 2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

項 目	内 容
	〔事業（務）所長〕 【被災農林漁家の就労機会の確保】 ☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。 ☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。 ☐ 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。
18. CORINS への登録	技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。
19. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。 なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 213 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和 9 年 3 月 10 日（工事完了期限日）まで
第15章 定め無き事項	この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別記様式)

工 期 通 知 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東海農政局長 秋葉 一彦 殿

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	矢作川総合南部地区 南部幹線水路荻工区その2工事
工 事 場 所	愛知県額田郡幸田町荻地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

別紙 1

令和 8 年度

矢作川総合南部事業（突発事業）

矢作川総合南部地区 南部幹線水路荻工区その 2 工事

工 事 数 量 表
【当初】

東海農政局

矢作川総合第二期農地防災事業所

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1)作業土工	立坑 1、4			
床掘	素掘り, 立坑 1 他 自立矢板, 立坑 4	式	1	
土砂等運搬	仮置場へ	m3	91	
基面整形	立坑部	m ²	15	
法面整形	立坑部	m ²	12	
人力荒仕上	立坑部	m ²	23	
埋戻	構造物周辺 (30cm～ 60cm), 立坑部 構造物周辺 (管頂～ 30cm), 立坑部 2.5 ≤ B < 4.0, 立坑部 4.0 ≤ B, 立坑部	式	1	
(2)残土処理土工				
残土処理		m3	13	
2. 構造物撤去工				
(1)構造物取壊し工				
U型側溝撤去	再利用	m	7.0	
舗装版破砕	アスファルト舗装版、t=5cm	m ²	36	
舗装版切断	アスファルト舗装版、t=5cm	m	25	
殻運搬・処分	アスファルト殻	m3	1.8	
殻処分	汚泥 (舗装切断排水)	m3	0.1	
殻運搬	汚泥 (舗装切断排水)	台・日	1	
(2)4号制水弁工撤去				
ウォールソー	湿式, 低配筋、厚300mm	m	13	
コアドリリング	φ 50, L=300×4箇所	本	4	
有筋コンクリート取壊し	頂版	m3	3.7	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
ボイド管設置・撤去		m	0.9	
既設管撤去		式	1	
現場発生材運搬	4号制水弁既設管, 仮置き場へ	ton	1.32	
(3)既設管撤去工	立坑1、4			
既設管撤去	FRPM管、φ900、L=4m(南部幹線)	m	3.2	
既設管切断		箇所	1	
殻処分	既設FRPM管	m3	0.2	
殻運搬	既設FRPM管	回	1	
3. 管体基礎工	立坑部			
(1)砕石基礎工	立坑1、4			
砕石基礎	RC-40, 基床	m3	3.0	
砕石基礎	RC-40, 管周	m3	11	
4. 管更生工				
(1)管更生工	上流工区			
管更生工	材料費	式	1	
管路内調査工	施工前後	回	2	
管路内洗浄工	施工前後	回	2	
ライニング準備工		式	1	
防水ライナー挿入工		m	184.8	
更生材挿入工		m	184.8	
硬化工		m	184.8	
管口端部処理工	上下流両管部	箇所	2	
管内端部処理工	制水弁部	箇所	2	
管内更生材切削除去工	曲管部	箇所	2	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
グラウト充填口設置工		箇所	37	
グラウト充填工		L	542.58	
グラウト充填口復旧工		箇所	37	
端部内面バンド設置工		箇所	8	
ライニング後片付け工		式	1	
更生材廃棄物処分費		m3	0.5	
更生材廃棄物運搬費		回	1	
(2)管更生工	下流工区			
管更生工	材料費	式	1	
管路内調査工	施工前後	回	2	
管路内洗浄工	施工前後	回	2	
ライニング準備工		式	1	
防水ライナー挿入工		m	171.1	
更生材挿入工		m	171.1	
硬化工		m	171.1	
管口端部処理工	上下流両管部	箇所	2	
管内端部処理工	空気弁部	箇所	2	
グラウト充填口設置工		箇所	35	
グラウト充填工		L	502.35	
グラウト充填口復旧工		箇所	35	
端部内面バンド設置工		箇所	4	
ライニング後片付け工		式	1	
更生材廃棄物処分費		m3	0.5	
更生材廃棄物運搬費		回	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
5. 管水路工	立坑部復旧			
(1) 立坑 1				
鋼管布設	立坑 1	本	1	
継輪設置	立坑 1	本	1	
(2) 立坑 4				
鋼管布設	立坑 4	本	1	
継輪設置	立坑 4	本	1	
6. 付帯工				
(1) 4 号制水弁復旧工				
コンクリート	弁室・受台、有筋con、21-12-25	m ³	6.6	
均しコンクリート	無筋con、18-8-25	m ³	0.2	
基礎砕石	RC-40	m ²	4.6	
鉄筋工	SD345、D22	ton	0.382	
鉄筋工	SD295、D16	ton	0.085	
鉄筋工	SD295、D13	ton	0.243	
ずれ止め工	頂版	本	12	
目地防水工	成型ゴム目地50*50	m	8.4	
吊上げ金具	頂版	kg	30.00	
防水目地工	エラストイト、t=20mm	m ²	2.8	
防水目地工	エラストイト、t=10mm	m ²	7.7	
マンホール復旧	φ 600、T-14	枚	1	
フランジレスバタフライ弁復旧	φ 900、4 号制水弁	式	1	
鋼製2FT字管復旧工	φ 900×200、4 号制水弁	本	1	
スリーブジョイント復旧	φ 900	本	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
バイパス管復旧工	φ 200, 4 号制水弁	本	3	
フランジ接合材	φ 900	組	2	
フランジ接合材	φ 200	組	4	
(2)埋設物表示工	立坑復旧部			
埋設表示テープ	W150、ダブル	m	3	
7. 復旧工				
(1)アスファルト舗装準備工				
不陸整正		m ²	30	
(2)アスファルト舗装工				
下層路盤	RC-40、t=100mm	m ²	30	
表層	As13、t=50mm	m ²	37	
(3)砂利舗装工	管理用道路			
砂利舗装	RC-40、t=100mm	m ²	19	
(4)区画線工				
区画線	溶融式(手動), 実線, 15cm (白)	m	2.4	
区画線	溶融式(手動), 実線, 30cm (白)	m	3.7	
(5)横断排水工				
U型側溝復旧	300B, 再利用	m	7.0	
8. 仮設工				
(1)仮設土留準備工	打設時			
床掘	素掘り	式	1	
埋戻	構造物周辺 (鋼矢板周辺) 2.5 ≤ B < 4.0	式	1	
道路覆工	敷鉄板、供用 8 日	m ²	20	
(2)仮設土留後片付工	撤去時			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
床掘	素掘り	式	1	
埋戻	構造物周辺（鋼矢板周辺） 2.5 ≤ B < 4.0	式	1	
道路覆工	覆工板	m ²	20	
道路覆工	敷鉄板、供用4日	m ²	20	
(3)仮設土留工				
自立式鋼矢板土留圧入・引抜	Ⅲ型、L=8.5m	枚	24	
自立式鋼矢板土留	賃料、供用63日	ton	11.81	
自立式鋼矢板土留	不足分弁償、Ⅲ型、中古	ton	0.432	
鋼矢板切断	ガス切断	m	17	
鋼矢板溶接	V型突合せ両面溶接	m	11	
油圧式杭圧入引抜機械据付・解体	打設時6回、引抜時6回	回	12	
土留部材引抜同時充填工法	砂質土、特許料含む、充填量5,040L（ π 除く）	式	1	
現場発生材運搬	自立鋼矢板土留、仮置き場へ	ton	0.43	
(4)仮設覆工板工				
覆工板設置・撤去	手間のみ	m ²	20	
覆工板賃料	供用50日	m ²	20	
鋼製L型山留設置・撤去工	460×250（OLY横型）	m	10	
(5)安全費				
交通誘導警備員	県道芦谷蒲郡線配置	人	68	
9. その他				
(1)運搬費				
運搬費				
運搬費				
仮設材輸送	覆工板	ton	4.40	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
仮設材輸送	鋼矢板Ⅲ型、往復	ton	11.81	
仮設材輸送	鋼矢板Ⅲ型、片道	ton	0.43	
仮設材輸送	OLY横型	ton	1.54	
仮設材輸送	敷鉄板（打設時）	ton	3.56	
仮設材輸送	敷鉄板（引抜時）	ton	3.56	

別紙 2

様式 1

実績変更対象経費に関する実施計画書

費目		費用	内容	計上額 (変更)
共通仮設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要する地代及 びこれらの建物を建築する代 わりに貸しビル、マンション、 民家等を長期借上げする場合 に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に 宿泊する場合に要する費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で 日々当該現場に送迎輸送（水 上輸送を含む）をするために 要する費用（運転手賃金、車 両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理 費	労務管理 費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外 の食事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小計			
合 計				

実績変更対象経費に関する変更実施計画書

費目		費用	内容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通 仮設 費	営繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者 送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場 管理 費	労務 管理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

別紙 3

実績変更対象経費に関する内訳書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設 費	運搬費	建設機械 の運搬費	建設機械の運搬等に要する 費用	
	準備費	伐開・除 根・除草 費	準備作業に伴う伐開・除根・ 除草作業に要する費用	
合 計				